

公認心理師制度と 診療報酬上の位置づけ

INTERVIEWEE

医療心理師国家資格制度推進協議会 会長 / 朝倉記念病院 理事長

林 道彦

心理職の国家資格化を定める『公認心理師法』が2015年9月に成立し、2017年9月より施行されました。2018年9月には第1回公認心理師試験が実施され、今後は、医療・福祉・教育・産業・司法の5つの領域において公認心理師の活躍が期待されます。しかしながら、同制度はまだ緒についたばかりで、解決すべき課題は多く残されています。医療分野に焦点を当てて、同制度の今後の動向と診療報酬上の位置づけについて、医療心理師国家資格制度推進協議会会長の林道彦先生にお話をうかがいました。

公認心理師制度の現状について 教えてください

心理職の国家資格化は、20年以上前から検討され、さまざまな紆余曲折を経てようやく実現に至りました。しかし、制度的な枠組みはできあがりしましたが、同制度が目指す「国民のこころの健康の保持増進」の実現に向けて、まさにこれからの取り組みが問われるものといえます。公認心理師の資格は、医療・福祉・産業・教育・司法の5領域にまたがる汎用性の資格であり、厚生労働省や文部科学省といった所管官庁、各領域における関連団体など制度運用の主体が多岐にわたることから、今後はさまざまな既成制度や法令等との整合性を図っていく必要があるでしょう。

公認心理師の受験資格については、カリキュラムとしては大学4年と大学院修士課程2年の計6年を基本としており、さらに大学院では450時間の実習が義務づけられ、医療機関での実習が必須となっています。公認心理師のカリキュラムは同カリキュラム等検討会において検討が進められているところですが、大学教育における基礎心理学科目の充実が求められていますので、そのような方向で進められるものと思われます。これまで

は、臨床心理士養成大学院では医療分野の科目・実習は必須ではないこともあり、臨床心理士は必ずしも医療分野に強くないという現状がありました。公認心理師のカリキュラムでは医療分野面での強化が図られている点に特徴があります。

また、大学院のカリキュラムでは、450時間以上の心理実践実習について、5分野（医療、福祉、教育、産業、司法）のうち3分野以上の施設での実習が望ましいとされていますので、各領域における実習施設先の確保が課題とされています。特に、医療分野での実習は必須となっていることから、実習施設先の確保は急務といえます。現在、日本精神科病院協会は各精神科病院に対して、実習先施設として大学からの要請があれば積極的に受け入れてほしい旨の依頼をしているところです。

公認心理師の臨床心理行為に対する 診療報酬上の位置づけについて教えてください

現在の診療報酬制度では、心理職は「臨床心理技術者」として位置づけられ、「臨床心理技術者」に対する診療報酬は多職種の医療職者が連携しながら治療にあたるチーム医療を行った場合に、集団療法、生活技能訓